八尾市公園植栽管理方針
（令和７年度改訂）

八　尾　市

令和７年（2025 年）４月

目　　次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
１．公園植栽の機能　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２．本市の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３．課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）公園施設の保全・景観上の課題　・・・・・・・・・・・・・・・2
（２）財政面の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
４．これからの公園植栽の方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（１）管理方針１（周辺環境への配慮）　・・・・・・・・・・・・・・4
①隣接地への配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
②更新時における離隔の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（２）管理方針２（安全・安心で快適な環境づくり）　・・・・・・・7
①見通しの確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
②適切な照度の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
③正常な施設利用環境の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（３）管理方針３（点検・改善処置など）　・・・・・・・・・・・・9
①点検の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
ⅰ）通常点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
ⅱ）定期点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
ⅲ）異常時点検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
②改善処置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
③市民との協働　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

はじめに

本市では建物施設（いわゆるハコモノ）だけでなく、都市基盤施設を含めた公共施設などのあり方について基本的な方向性を示す「八尾市公共施設マネジメント基本方針（改訂版）」を作成し公共施設などを適切に維持管理する取組みを進めています。都市整備部では平成 29 年（2017 年）3 月に「八尾市都市基盤施設維持管理基本方針」を策定し、本市が管理する都市基盤施設毎の性質や課題などに応じて、適切な維持管理手法を選択するための基本的な考え方を示しており、順次個別施設計画の策定を進めているところです。

公園植栽においては、樹木間隔の密集による生育環境の悪化、大径木化・高齢木化の進行による見通し及び公園施設などへの阻害、通行支障、倒木・落枝の発生及び景観の悪化などの問題が顕在化しており都市魅力の低下につながっている状況です。これらのことを踏まえ「八尾市公園植栽管理方針」を策定し、良好な公園植栽の管理をめざすものであります。

1．公園植栽の機能

公園植栽の機能については下記のようなものがあります。

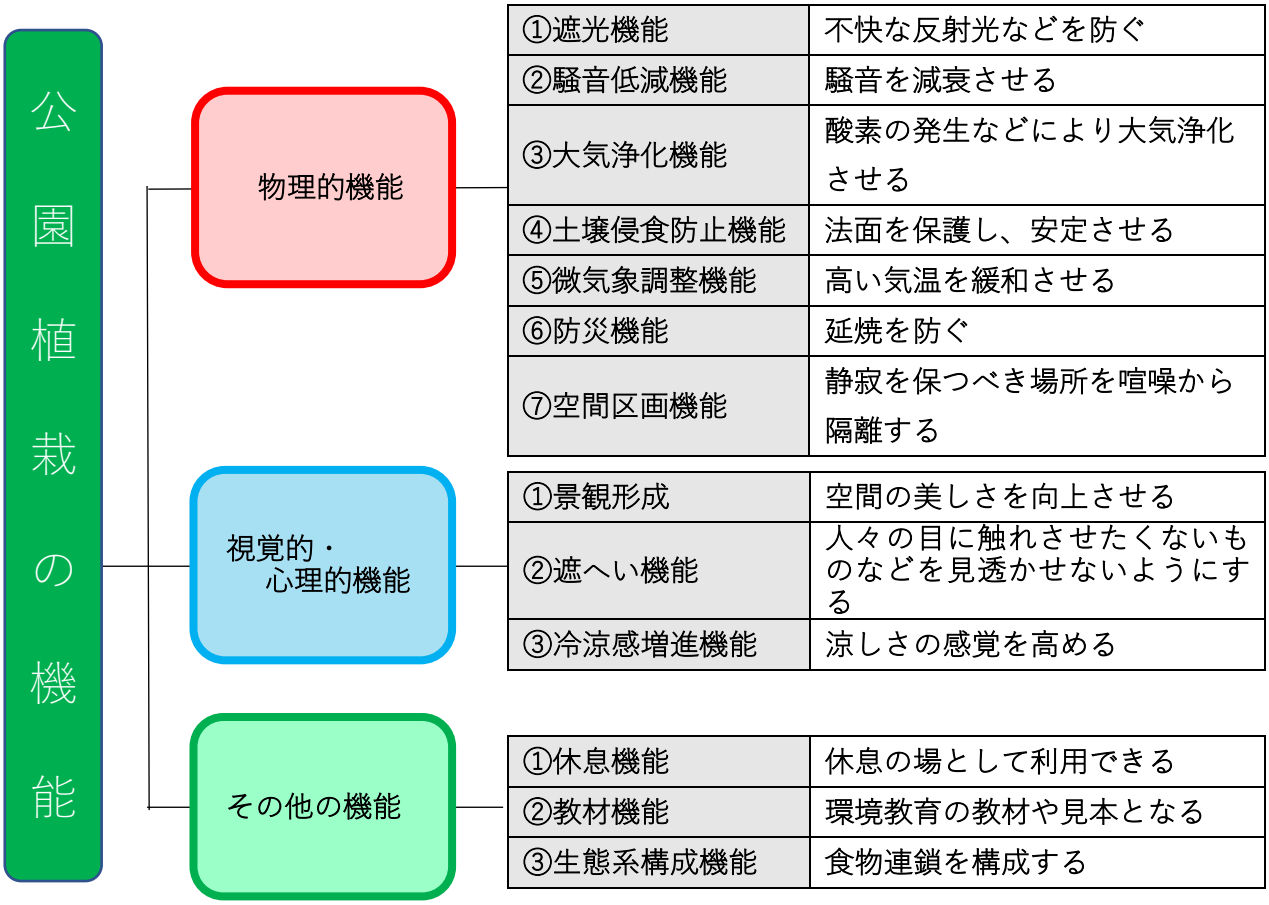

①遮光機能	不快な反射光などを防ぐ
②騒音低減機能	騒音を減衰させる
③大気浄化機能	酸素の発生などにより大気浄化させる
④土壌侵食防止機能	法面を保護し、安定させる
⑤微気象調整機能	高い気温を緩和させる
⑥防災機能	延焼を防ぐ
⑦空間区画機能	静寂を保つべき場所を喧噪から隔離する

①景観形成	空間の美しさを向上させる
②遮へい機能	人々の目に触れさせたくないものなどを見透かせないようにする
③冷涼感増進機能	涼しさの感覚を高める

①休息機能	休息の場として利用できる
②教材機能	環境教育の教材や見本となる
③生態系構成機能	食物連鎖を構成する

図　公園植栽の機能

２．本市の現状

本市では公園の景観向上を図るとともに、利用者の快適性、休息機能や地域の賑わいなどを目的に公園植栽の整備を行っています。

その管理において、中高木の樹木剪定は 2～3 年に 1 度、低木の剪定は適宜対応しており要望などが寄せられた場合は、その都度対応を行っています。また、清掃、除草及び公園施設の見守りなどをアドプト団体や市民の方々に協力していただいております。

○本市の公園数　（令和 5 年（2023 年）度末）

公園数　360 箇所、公園面積　46.13ha（児童遊園など含む）

高木：約 7,600 本、中木：約 2,400 本　合計約 10,000 本

（令和 5 年（2023 年）度遊具点検調査による）

低木：約 9.2ha（全公園面積の 20%と仮定）

○アドプト（個人を含む）登録数　（令和 5 年（2023 年）度末）

登録数　234 件、　活動締結公園数　189 公園

３．課　題

（１）公園施設の保全・景観上の課題

近年、全国的に樹木の傾斜、幹折れといった被害が発生しています。その原因としては、台風による影響、樹木の高齢木化、病気などがあります。事例として幹や枝の重さに耐え切れず倒れたり、高齢木化し朽ちて倒れた事象などがあります。

本市の公園は、開設から数十年経過した公園も多く存在し、樹木間隔の密集による生育環境の悪化や大径木化、高齢木化の進行による見通し及び公園施設などへの阻害、通行支障、倒木・落枝の事象が発生しています。また、開発行為により帰属された比較的規模の小さな公園においても、敷地面積に対して不釣り合いに成長した樹木が存在するため、良好な景観や適切な公園空間の確保が厳しい状態になっています。

公園環境の保全については、市の管理に加えアドプト団体や市民の方々による清掃、除草や公園施設の見守りなどの協力が必要不可欠であります。しかし、アドプト団体においては、近年、高齢化などにより活動の範囲が狭くなっている状況も見受けられます。

（２）財政面の課題

本市の財政状況をみると土木費については、平成 24 年（2012 年）度は 122.0 億円（構成比 13.0%）でありましたが、令和 4 年（2022 年）度には 82.6 億円（構成比 6.7%）で、この 10 年間に約 3 割減となっています。今後も厳しい財政状況が継続することが予想され、公園植栽に係る維持管理費用についても同様に厳しい状況が続くと想定されます。

公園植栽においては、樹木が成長するにつれ剪定などの維持管理費が増加します。公園植栽を適正に管理するためには、公園ごとに年間、中高木 1 回、低木 2 回の剪定及び除草 3 回程度必要と考えており、年間 3.3 億円ほどの費用がかかると見込んでいます。

４．これからの公園植栽の方向性

公園・緑地は、都市の環境保全やレクリエーション、景観形成、防災、地域コミュニティ醸成、健康増進など多くの機能を有しています。本市には、規模の大きな公園から身近にある規模の小さな公園まで 360 箇所程度が整備されており、市街地の貴重なみどりとなっています[1)]。

公園植栽の方向性については、八尾市緑化条例に基づき樹木の生育環境や自然樹形を保ちながら景観に配慮し、安全性の確保及び都市魅力の向上を重視するとともに、管理コストの縮減にも対応する必要があります。このような状況の中、今後、維持管理を行っていくうえで『公園植栽の機能』を果たすため、下記の 3 つの管理方針に沿った取組みを進めます。

表　管理方針

管理方針１ （周辺環境への配慮）	① 隣接地への配慮 ② 更新時における離隔の確保
管理方針２ （安全・安心で快適な環境づくり）	① 見通しの確保 ② 適切な照度の確保 ③ 正常な施設利用環境の確保
管理方針３ （点検・改善処置など）	① 点検 ② 改善処置 ③ 市民(アドプト活動団体)による協力（見守り含む）

[1)] 八尾市みどりの基本計画, 八尾市

（１）管理方針１　（周辺環境への配慮）

① 隣接地への配慮

道路に隣接する樹木については、安全かつ円滑な通行を確保するため、道路建築限界を遵守し、交通安全施設や交通管理施設などの支障にならないことが求められます。また、鉄道軌道敷などに隣接し、倒木によるリスクが甚大となる場合は、優先的に対策が必要となります。

敷地境界に隣接する樹木については、枝葉の越境や落葉などに関する要望などが多数寄せられます。この場合、太枝を切り落とす強剪定を行うことにより、自然樹形を維持することができず、樹木の健全性や美観を損なう一因となっています。

これらの問題に対応するため、樹種毎の樹形を考慮し樹木剪定を適正かつ継続的に行い、それでも対応できない場合は、必要に応じて更新もしくは伐採を行います。なお、更新する場合は、境界から十分に控えた上で成長の緩やかな樹種を選定します。

写真　敷地境界に隣接し影響している樹木

写真　鉄道軌道敷に隣接している樹木

② 更新時における離隔の確保

樹木の更新にあたっては、生育後の形状寸法を考慮し、隣接地、遊具などの公園施設、隣接樹木と十分な離隔を確保します。

樹木の樹高については、樹形を保つための高さを下記に示す計算式にて算出し樹木剪定時の参考とします。原則、想定最大枝張り（W）を 5.0ｍとし、樹高・枝張り比については、下記に示す「表　樹形タイプ毎の望ましい樹高・枝張り比」より使用します。

想定最大樹高(H)＝想定最大枝張り(W)÷樹高・枝張り比　・・・（式）

表　樹形タイプ毎の望ましい樹高・枝張り比

樹形タイプ区分	樹種	望ましい樹高・枝張り比 （市目安値）
円錐型	イチョウ メタセコイア　など	0.4
卵円型	アオギリ クロガネモチ シラカシ コブシ トウカエデ モミジバフウ ハナミズキ　など	0.4～0.7
球型	クスノキ アキニレ マテバシイ　など	0.5～0.7
盃型	ケヤキ トチノキ ソメイヨシノ　など	0.5～0.7 1.0～（ソメイヨシノ）
枝垂れ型	シダレヤナギ　など	0.7

「街路樹剪定ハンドブック」社団法人日本造園建設業協会を参考に作成

隣接樹木の離隔は、幹中心間隔で 5.0ｍ以上確保を基本とします。また、隣接地との離隔は、3.5ｍ以上（幹中心から半径 2.5ｍ+隣接地との離隔 1.0ｍ以上）確保を基本とします（「図 離隔距離の確保」参照)。比較的規模の小さな公園であり、隣接地との離隔が確保できない場合は、枝張りの小さな樹種を選定することとします。剪定についても、計画樹形になるように行います。但し、ソメイヨシノなどの枝張りが 5.0m 以上となる場合は、隣接樹木及び隣接地に対する十分な離隔を確保することとします。

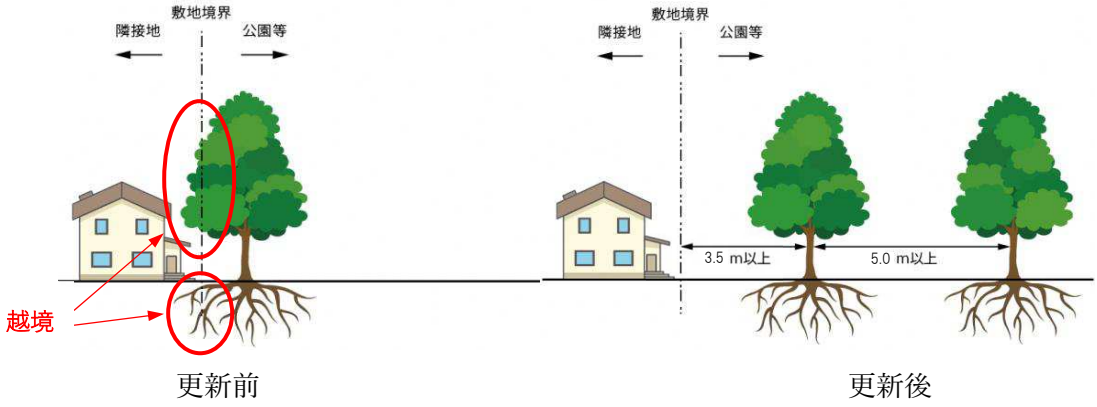

図　離隔距離の確保

公園施設については、幹中心より概ね 3.5m以上確保を基本とします。公園遊具については、遊具の安全に関する基準[2)]に基づき安全領域を確保します。

比較的規模の小さな公園においても、敷地面積に対し不釣り合いに成長した樹木については、公園景観や空間を確保するため、全体樹形を考慮し樹木剪定を継続的に行います。また、強剪定で対応できない場合などは、成長の緩やかな植栽に更新します。

写真　公園規模に不釣り合いな樹木

低木植栽については、数年後の成長を見込み 50cm 以上の間隔で植栽を行い、防草シートなどを設置し、除草にかかる維持管理費の軽減に努めます。アドプト活動を含め維持管理をしやすくすることや隣接地への影響を減らすため、敷地境界及び低木植栽内部に幅 75cm 程度の管理用通路を設置します（「図　(例)低木植栽の管理用通路について」参照)。なお、植栽が成長した際に管理用通路を侵さないように配慮します。

[2)]遊具の安全に関する基準，一般社団法人 日本公園施設業協会

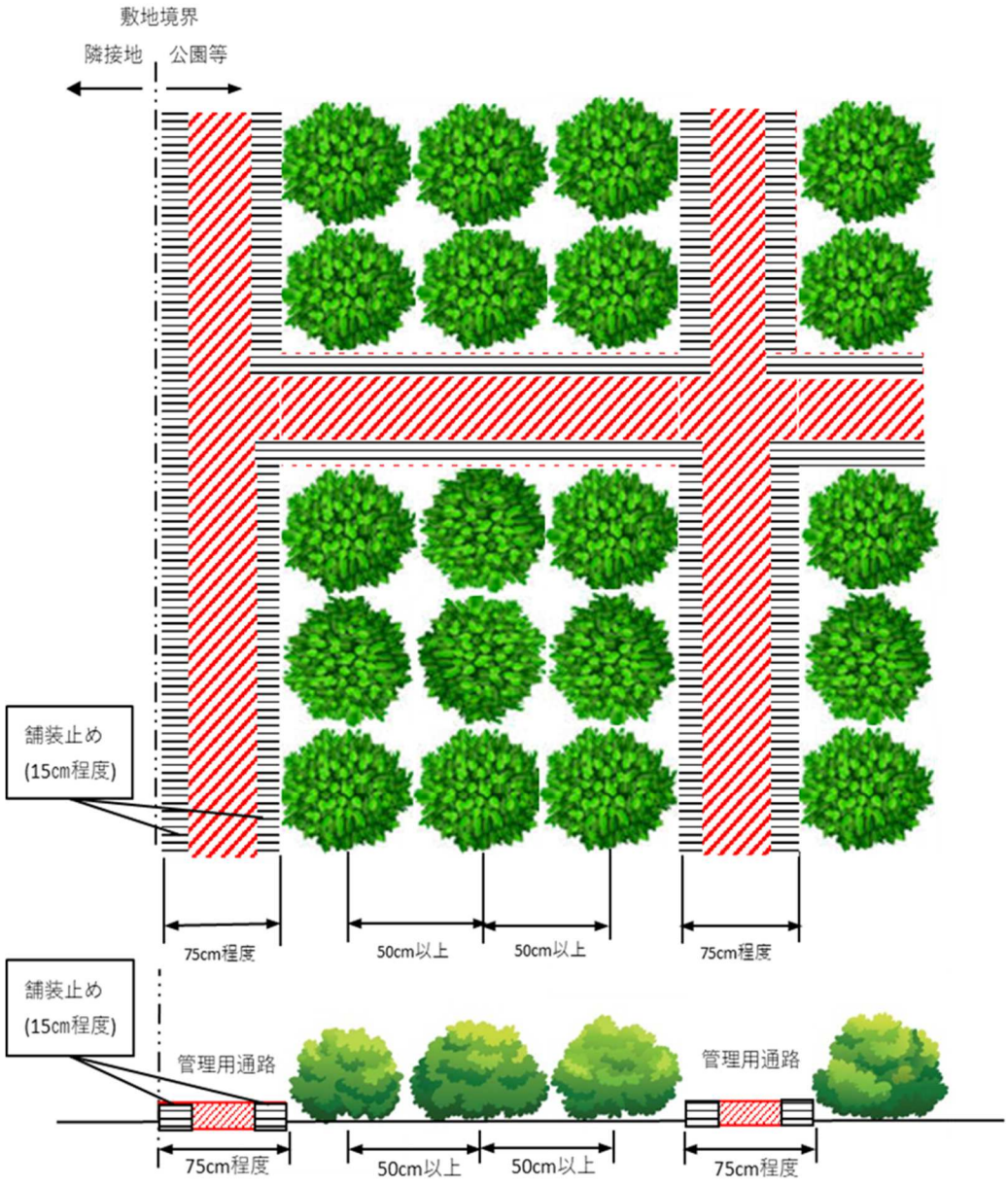

図　(例)低木植栽の管理用通路について

（２）管理方針２（安全・安心で快適な環境づくり）

① 見通しの確保

周辺道路や公園内から見えにくい空間は、犯罪に利用されることや、公園利用者の道路への飛出しによる事故が懸念されるため見通しを確保します。

見通し確保のため、高木樹木の下枝高さ 2.5m程度を原則とします。ただし、高木の密集化、大径木化及び高齢木化により樹木間隔が狭くなっている場合や周辺道路よりも公園が低い位置にある場合など、下枝剪定による対応が困難な場合は、見通し確保のために樹木を伐採します。公園入口部においては、原則、植栽制限区間（「図　植栽制限区間について」参照）を設け、植栽の設置を制限します。また、緩衝や目隠しなどを目的とする樹木については、植栽目的に応じた管理を行います。

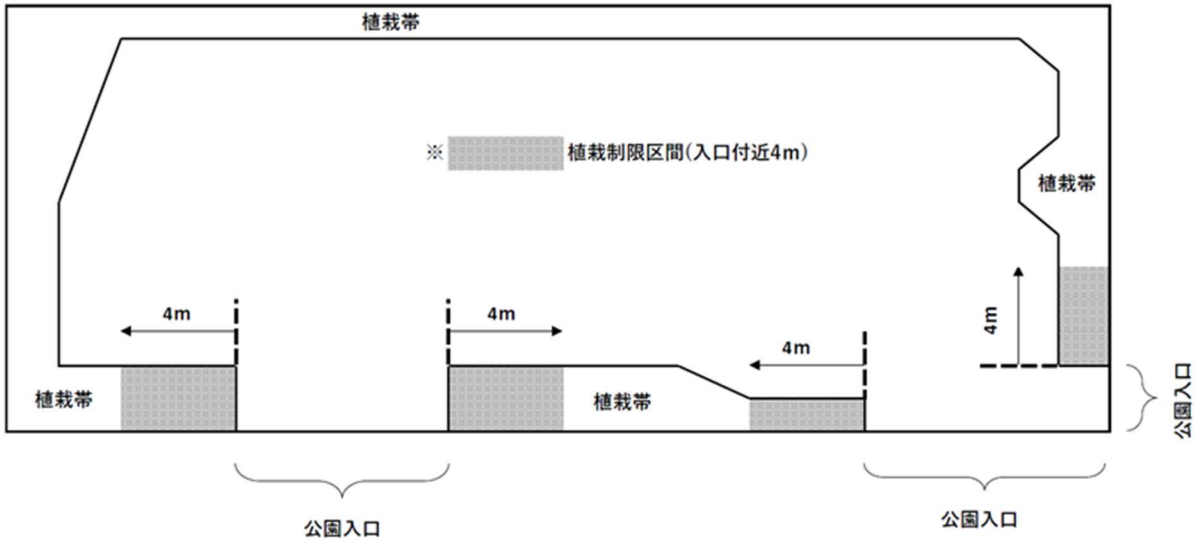

図　植栽制限区間について

② 適切な照度の確保

高木の密集化及び大径木化した樹木の枝葉が、照明と競合して光を遮らないように樹木を管理し、夜間における公園利用者の視認性を確保します。また、樹木の剪定による対応が困難な場合は、更新もしくは伐採を行います。

写真　照明灯に影響している樹木の剪定

なお、植栽時には、幹中心から 5.0m 以上確保を基本とします。(「図　照明灯からの離隔確保について」参照)

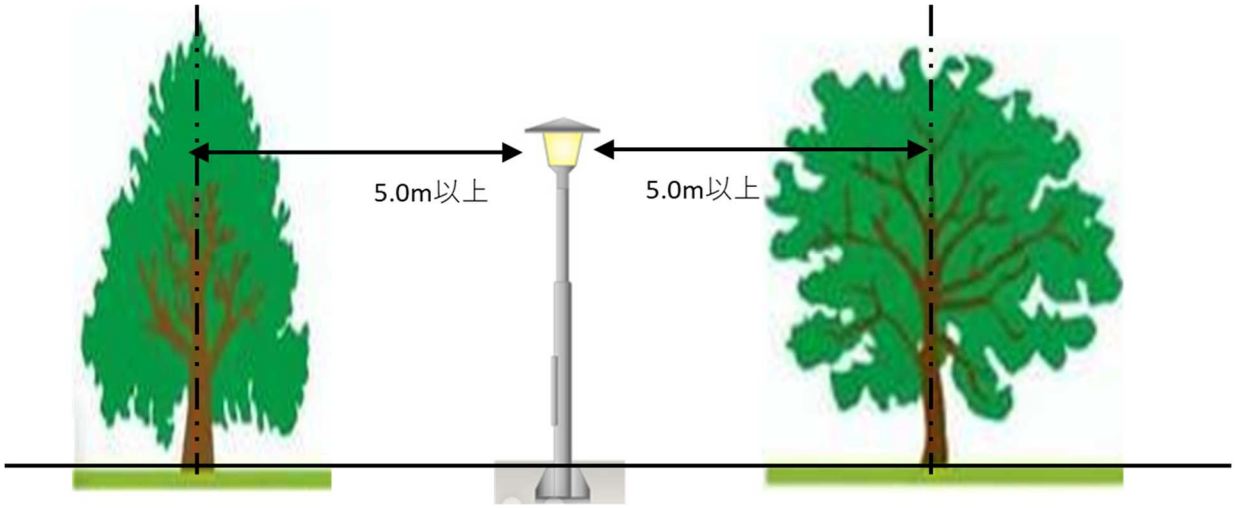

図　照明灯からの離隔確保について

③ 正常な施設利用環境の確保

遊具や安全柵との干渉、根上がりによる縁石や舗装の持ち上がりなど樹木による正常な施設利用環境の阻害が確認された場合は、状況に応じて樹木の剪定や更新、伐採を行います。

（3）管理方針３（点検・改善処置など）

大径木化・高齢木化の進行に伴い、見通しの阻害や通行の支障、倒木・落枝の発生、病気などで弱った樹木、枯れた樹木などの諸問題が顕在化し、景観の悪化にもつながります。市民の生命・財産に関わる事故を未然に防止するとともに、樹木の緑化機能を増進させるため樹木の点検を行い、異常が確認された場合は、改善処置など適切に対応します。また、職員による点検では確認することが困難な樹木の欠陥や生育状況などについては、必要に応じ樹木医等の専門家に相談や調査等を依頼します。

① 点検の種類

点検の概要などについては、次頁「表 点検種類」に示します。

表　点検種類

種類	頻度	対象	実施者	概要	方法
通常点検	1回/年	全公園	職員	樹木の異常及び公園利用者や周辺環境などへの影響を確認する。	・目視 ・確認した内容は点検記録表に記入し、必要に応じて写真を撮影
定期点検	5年で全公園一巡	全公園	職員	定期点検項目に基づき、樹木の異常及び周辺環境などへの影響を確認する。	・目視及び触手など ・確認した内容は点検記録表に記入し、必要に応じて写真を撮影
異常時点検	異常時	二次災害が懸念される公園	職員	災害発生を伴うような台風、地震などにおいて、樹木の倒伏・落枝や周辺環境などへの影響を確認する。	・目視 ・確認した内容は点検記録表に記入し、必要に応じて写真を撮影

ｉ）通常点検

通常点検では、徒歩による目視により樹木本体の異常（倒木、枯死、枯れ枝、ぶら下がり枝)、樹木周辺への影響（民有地への越境、通行障害）の点検を行います。

表　通常点検の点検項目

点検項目		点検内容	結果
樹木本体の状況	倒木	樹木が倒れていないか。	
	枯死（立枯れ）	樹木が枯れていないか。	
	枯れ枝・ぶら下がり枝	広場、園路上に危険な枝はないか。	
	添え木（支柱）	倒壊していないか。	
	フラス発生の有無	クビアカツヤカミキリによる被害がないか。(主にサクラ・ウメ・モモ)	
樹木周辺の状況	民有地への越境	民有地に枝葉は出ていないか。	
	通行障害	道路建築限界内に枝葉は出ていないか。	
その他		公園全体で植栽の不具合がないか。	

ii）定期点検

定期点検では、徒歩による目視及び触手により行い、通常点検の内容に加え、揺らぎ、亀裂、腐朽、病虫害、添え木のぐらつきなどの点検を行います。また、5年で全公園を一巡するように計画し実施します。

表　定期点検の点検項目

点検項目		点検内容	結果
樹木本体の状況	倒木	樹木が倒れていないか。	
	枯死（立枯れ）	樹木が枯れていないか。	
	枯れ枝・ぶら下がり枝	広場、園路上に危険な枝はないか。	
	揺らぎ	幹を押すと樹木全体の揺れがないか。	
	亀裂、腐朽、開口空洞、子実体（キノコ）	幹や枝、根元などに亀裂や腐朽、キノコが発生していないか。	
	病虫害	病虫害に侵されていないか。	
	添え木（支柱）	不要、ぐらつき、根腐れなどの異常がないか。	
	フラス発生の有無	クビアカツヤカミキリによる被害がないか。（主にサクラ・ウメ・モモ）	
樹木周辺の状況	民有地への越境	民有地に枝葉は出ていないか。	
	通行障害	歩行者に枝葉が当たらないか。	
	隆起・根上がり	舗装面や周辺構造物（縁石、舗装、インターロッキングブロックなど）に影響を与えていないか。	
その他		公園全体で植栽の不具合がないか。	

iii）異常時点検

災害発生を伴うような台風や地震などにおいては、主要道路や鉄道、公共施設など重要施設に隣接し、二次災害が懸念される樹木について倒伏、枝折れ、落枝や周辺環境などへの影響を確認します。また、異常気象による被害が予想される場合は、通常点検などで確認された異常又はその兆候を踏まえ、枯れ枝の剪定など事前の保護対策を講じるよう努めます。

写真　2018 年台風 21 号の被害状況(曙町三丁目第 1 公園、八尾木北第 1 公園)

表　被害及び処置

被害内容	被害の程度	処置
根返り・傾倒	活着が見込める場合	立て起こして仮支柱で固定
	活着が見込めない場合	切断・撤去
幹折れ	生育や樹形などに大きな被害がある場合	除伐・撤去
	生育や樹形などに大きな被害がない場合	折損部をきれいに切断し、必要に応じて殺菌剤などを塗布
枝折れ	－	剪定・撤去

② 改善処置

点検において問題が確認された樹木の改善処置については、それらに起因する被害の大きさを予想するとともに、安全確保の観点から必要性及び緊急性を判断し、適切な改善処置を施します。改善処置としては、樹体保護、病虫害防除、伐採などを行います。また、クビアカツヤカミキリによる被害（フラスの発生）が確認された樹木の改善処置については、樹幹への薬剤注入後、経過観察とし、枯死による倒木のリスクがある場合は除伐・撤去を行います。

なお、伐採する場合は、説明資料の配付や看板設置などによる情報提供を通じて市民との合意形成を図ります。

緊急性を判断する目安として、下記の２種類に大きく分けられます

・隣接地や周辺施設などへの物的障害及び交通への支障などが明らかに予測される場合。

・利用者や公園施設などへ接触の恐れが高い場合。または、樹木の傾斜により舗装の不陸や段差が発生し、利用者などに大きな支障を及ぼしている場合。

③ 市民との協働

本市の公園施設の保全については、アドプト団体による清掃、除草及び公園施設の見守り活動などにより支えられており、樹木や公園施設の異常などについても、アドプト団体や市民の方々から連絡をいただいております。

しかし、アドプト団体の高齢化などにより活動の範囲が狭くなった団体も見受けられるため、アドプト活動の活性化を目的に参加しやすいよう条件（参加人数制限の撤廃。1名からでも参加可能）を見直しました。

さらに、アドプト活動を長期にわたり継続し地域の模範となる美化活動に貢献された団体への表彰制度を活用することや、剪定講習を実施するなど、今後も市民に愛され、コミュニティ醸成となるような適切な公園管理をめざしていきます。

公園アドプト活動　募集ポスター

写真　アドプト活動風景（本町第２公園）

八尾市公園植栽管理方針（令和７年度改訂）

令和５年（2023 年）３月

改訂　令和７年（2025 年）４月

八尾市都市整備部土木管理事務所

ＴＥＬ：072-994-1340　　ＦＡＸ：072-924-9435

Email：dkjimusho@city.yao.osaka.jp